

▼条例案に対し市長が付した意見



1. 条例改正案の改正後の報酬額について、笠岡市特別職報酬等審議会の答申どおりの額に修正すべきであること。
2. 施行期日については、「公布の日から施行」とすること。

市長は条例案に対して修正をすることはできないよ。



●発議第2号（議員発議）の内容

令和5年6月26日、本市議会の4会派（創政みらい・讃志会・改革21・公明党）の代表者が議長に議会改革案を提出しました。この中の、「議員報酬の引下げについて」は当初9月定例会に提出することとしていましたが、早急に取り組む必要があると判断され、議員報酬を報酬審（平成30年度）の答申どおりの額に引き下げるため、市長に臨時会の招集依頼を行い、条例改正案を議員発議により提出したものです。

Q 議案第53号に対してどういう意見があったの？

A 賛成

本会議の討論

- ・社会状況が悪化し、市民生活が苦しいという声が日々届く中で、報酬審の答申に合わせていく必要がある。
- ・市民が主体性を持って積極的に行政や議会に関わっているこの形こそ、これからの笠岡が最も大切にしていかなければならないものである。

反対

- ・今回の議案は報酬審の答申どおりの報酬額とするように条例の改正を求めるものであるが、報酬審の答申と議案第53号の報酬額に差異があり、施行期日の記載もされていない。数千円の違いの話ではなく、議員は議案を審議している。議案内容の誤りは明らかである。
- ・（報酬審の答申と議案第53号の報酬額に差異があったが）署名活動の際、直接請求の内容を丁寧に説明し、1,603名の方々の納得を得ていたのか。
- ・多くの方々の気持ちをくみ取って議員発議で提案している。整合性の取れていない議案に対しては否決すべきである。

📊 起立採決の結果

賛成○ 不賛成●

議案名	創政みらい				讃志会				公明党		改革21		諸派		賛成・不賛成		
	天野喜一郎	森岡聰子	桑田昌哲	大月隆司	仁科文秀	栗尾典子	東川三郎	奥野泰久	大山盛久	原田てつよ	山本聡	齋藤一信	大本邦光	藤井義明		藏本隆文	妹尾博之
議案第53号（直接請求） 笠岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	1：15 〈否決〉
発議第2号（議員発議） 笠岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16：0 〈可決〉

📌 下記に掲載する議案については、全会一致で可決しました。

発議第3号	笠岡市議会議長等の報酬の特例に関する条例の制定について
-------	-----------------------------